

第179回 福島県都市計画審議会 議案書

日 時 平成30年2月6日(火) 14時00分～

場 所 福島テルサ3階 大会議室 あぶくま

福島県都市計画審議会

目 次

○ 報告事項

1. 第178回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告	1
-------------------------------	---

○ 第179福島県都市計画審議会審議事項

2. 議案	2
-------	---

○ 福島県都市計画審議会委員名簿	9
------------------	---

1. 第178回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告

第178回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおり告示となった。

議案番号	議 案 名	告示年月日	告示番号
議案第2005号	双葉都市計画道路の変更について	平成29年7月28日	福島県告示第533号

平成30年2月6日

福島県都市計画審議会長

2. 議案

第179回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。

議案番号	議 案 名	決定区分(関係市町村)	備 考
議案第2006号	相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について	福島県 (相馬市、南相馬市、 新地町)	都市計画法第5条第6項で 準用する同条第3項の規定 に基づく議案
議案第2007号	相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (相馬市、南相馬市、 新地町)	都市計画法第21条第2項で 準用する同法第18条第1項 の規定に基づく議案
議案第2008号	県北都市計画道路の変更について	福島県 (福島市)	都市計画法第21条第2項で 準用する同法第18条第1項 の規定に基づく議案
議案第2009号	福島県景観計画の変更について	—	景観法第9条第8項で準用 する同条第2項の規定に基 づく議案

平成30年2月6日

福島県都市計画審議会長

議案第2006号

相馬都市計画区域、鹿島都市計画区域、原町都市計画区域及び小高都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

1. 相馬地方都市計画区域の面積

都市計画区域名	現在の面積 (ha)	変更後の面積 (ha)	内 訳 (ha)	備 考
相馬都市計画区域	16,620		新地町 <u>4,638</u> 相馬市 11,982	相馬地方 都市計画区域 に 統 合
鹿島都市計画区域	6,049		南相馬市 22,220	
原町都市計画区域	9,397			
小高都市計画区域	6,774			
相馬地方都市計画区域	—	38,871	新地町 <u>4,669</u> 相馬市 11,982 南相馬市 22,220	新地町 <u>31ha</u> 増

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

新地町の行政区域の全域（地先公有水面を含む）

相馬市の都市計画区域

南相馬市の都市計画区域

3. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
新地町駒ヶ嶺のうち字今神の一部の区域

理 由

【相馬都市計画区域を拡大する理由】

拡大する地区は、ふ頭用地、工業用地、危険物取扱施設用地として利用するため、福島県が公有水面を埋め立てた土地であり、背後の相馬中核工業団地も含めてエネルギー拠点としての整備が計画されていることから、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、新たに都市計画区域に含めようとするものです。

【都市計画区域を統合する理由】

3市町とも相馬地方広域市町村圏組合に属しており、社会的・経済的な結びつきが強く、生活圏として一体であるため、相馬地方都市計画区域として1つに統合するものです。

【 参 考 】

1 市町村の意見

市町村名	意見
相 馬 市	なし
南 相 馬 市	なし
新 地 町	なし

議案第2007号

相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「相馬地方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に現在の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による影響を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

- 1 公聴会開催状況
開 催 日 平成29年11月9日
公 述 人 なし
- 2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況
縦 覧 期 間 平成30年1月12日～平成30年1月26日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意見
相 馬 市	なし
南 相 馬 市	なし
新 地 町	なし

県北都市計画道路の変更について

都市計画道路中3・4・119号栄町大笹生線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	地表式区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・119	栄町大笹生線	福島市栄町	福島市大笹生字前川子坂	福島市南沢又字下番匠田	約8,600m	地表式	2車線	16m	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 東北本線、 J R 東北新幹線と立体交差 ・ 福島交通飯坂線、阿武隈急行線と立体交差 ・ 東北縦貫自動車道と立体交差 ・ 幹線街路 3・1・102 大森北矢野目線、3・3・105 太平寺岡部線と立体交差 ・ 幹線街路と平面交差 9 箇所 	
	車線の数の内訳		4車線			約720m					
			2車線			約7,880m					
なお、福島市栄町地内に約 10,100m ² の交通広場を設ける。											

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本路線は福島市の中心部と北西部を連絡する幹線道路であり、東北中央自動車道福島大笹生 I C 及び主要道路へのアクセス道路として利用されるとともに、近くには小・中学校、公共施設が点在しており、市街地への通勤・通学等、生活道路としても重要な路線です。昭和 26 年に県北都市計画道路が決定し、現在まで整備が進められてきました。

本路線のうち清水小学校前の区間について、既存の横断歩道橋の架け替えに伴い、都市計画道路幅員への拡幅分に加えて横断歩道橋の設置幅の確保が必要となることから、区域の一部を変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成 29 年 12 月 22 日
公 述 人 なし

2 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間 平成 30 年 1 月 5 日～平成 30 年 1 月 19 日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意見
福 島 市	なし

議案第2009号

福島県景観計画の変更について

福島県景観計画の変更にあたり、景観法(平成16年法律第110号)第9条第8項で準用する同条第2項の規定に基づき、福島県都市計画審議会の意見を聴くものである。

別紙「福島県景観計画 一部変更(素案)」のとおり

○福島県都市計画審議会委員名簿

福島県都市計画審議会委員

平成30年 2月 6日

議席番号	部門名	職 名	氏 名	備 考
1	都市計画 (学識)	福島大学共生システム理工学類准教授	川崎 興太	
2	行政機関	東北運輸局長	尾関 良夫	代理
3	建築 (学識)	建築士	鈴木 深雪	
4	市町村長代表	郡山市長	品川 萬里	代理
5	行政機関	東北経済産業局長	相楽 希美	欠席
6	行政機関	福島県警察本部長	松本 裕之	代理
7	農業 (学識)	大熊町農業委員会 会長	根本 友子	
8	法律 (学識)	弁護士	菅波 香織	欠席
9	行政機関	東北財務局福島財務事務所長	星野 弘幸	代理
10	県議会議員	福島県議会 議員	小林 昭一	
11	行政社会学 (学識)	福島大学行政政策学類准教授	西田 奈保子	
12	市町村議会議長代表	福島県町村議会議長会 会長	村上 昭正	欠席
13	行政機関	東北地方整備局長	津田 修一	代理
14	医療福祉 (学識)	いわき明星大学教養学部教授	菊池 真弓	欠席
15	行政機関	東北農政局 局長	木内 岳志	代理
16	商工 (学識)	いわき商工会議所女性会 顧問	阿部 君江	欠席
17	県議会議員	福島県議会 議員	阿部 裕美子	
18	経済 (学識)	帝京大学経済学部教授	山川 充夫	
19	地域づくり (学識)	特定非営利活動法人素材広場 理事長	横田 純子	欠席

幹事 土木部長 大河原 聡
 土木部技監 室井 良文
 土木部政策監 杉浦 孝幸
 土木部次長(都市担当) 鈴木 良治